

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
株式会社 安田塗装店	北海道二海郡八雲町富士見町126-40

2 指名停止期間

建設工事
平成25年11月15日～平成26年2月14日（3ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

当該業者は、北海道森林管理局檜山森林管理署発注の、「檜山森林管理署庁舎改修工事」の電子入札において落札決定したが、工事重複による現場代理人及び主任技術者の確保不可能により、本業務の履行が困難であるとして契約締結を辞退した。

このことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」別表第216（不正又は不誠実な行為）に該当する事実があるため。

参 考

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について（抜粋）

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

【問い合わせ先】
北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）